

会員各位

白葉会事務局

総 会 報 告

令和 4 年 6 月 19 日（日）、下野市石橋の“魚いち”で瀬端徹校長先生、PTA 会長の吉澤光彦様を来賓にお迎えして、第 35 回定期総会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染問題を踏まえ、今年度も昨年同様に総会を開催しないことと致しました。

事業報告及び計画、収支決算及び予算、役員改選につきましては原案通り役員会（郵送）で承認され、会員の皆様に郵送にてご案内させて頂きました。

1. 令和 3 年度事業報告

（令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日）

実施日	事業内容	場所	参加者
令和 3 年 6 月 20 日（日）	第 34 回定期総会	魚いち（下野市石橋）	コロナで開催せず
令和 3 年 9 月 12 日（日）	研修会	埼玉県方面	コロナで開催せず
令和 3 年 11 月 3 日（水）	PTA 球技大会参加	石高校庭グラウンドゴルフ	コロナで開催せず
令和 4 年 5 月 21 日（土）	役員会	下野市石橋公民館	郵送にて実施

2. 令和 4 年度事業計画

（令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日）

実施日	事業内容	場所
令和 4 年 6 月 19 日（日）	第 33 回定期総会 （今年度の開催休止）	魚いち（下野市石橋） （開催せず）
令和 4 年 9 月 11 日（日）	研修会 （今年度の開催休止）	埼玉県方面 （開催せず）
令和 4 年 11 月 3 日（木）	PTA 球技大会参加 （PTA の開催判断による）	石高校庭グラウンドゴルフ （判断待ち）
令和 5 年 5 月 20 日（土）	役員会	下野市石橋公民館

① 研修会

昨年度の研修会は 9 月 12 日（日）に埼玉県方面へ出向き、景勝地や歴史的建造物等を巡り知識を深めるとともに現地物産売上を応援して参りたいと考えましたが、コロナ禍で開催を取りやめました。本年度こそ、埼玉県方面へと考えておりましたが、今年度も研修会は開催しないことになりました。

② PTA 球技大会参加

昨年度はコロナ禍で PTA 球技大会が開催されませんでした。今年度こそ、コロナ禍を乗り越え開催されることを楽しみにしております。例年、強すぎる白葉会には少し反省しています。

今年度、開催されるようでしたら、是非多くの未経験の会員各位にご参加頂ければと思います。

当日は、石高校庭に 8 時 30 分にお集まり下さい。参加自由です、多くの方の参加をお待ちします。

3. 役員改選

小野友次会長が続投して昨年度役員も全員再選されました。加えて、前 PTA 会長の稲見修治さんが副会長として役員になられ、がんばります！と力強いメッセージを頂きました、有難うございます。

① 令和 4 年度白葉会役員

年 度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
役 職 名	氏 名	氏 名	氏 名
会 長	小野 友次	小野 友次	小野 友次
副会長	荻野 治子	荻野 治子	荻野 治子
	大手 正憲	大手 正憲	大手 正憲
	永山 伸一	永山 伸一	永山 伸一
	濱野 岳仁	濱野 岳仁	濱野 岳仁
	山本 郁夫	山本 郁夫	山本 郁夫
	本橋 成美	本橋 成美	本橋 成美
	江田 聡	江田 聡	江田 聡
	中山 晴江	中山 晴江	中山 晴江
	吉田 聡	吉田 聡	
	稲見 修治		
幹 事	村尾 捷利	村尾 捷利	村尾 捷利
	海老原 孝代	海老原 孝代	海老原 孝代
	石田 節男	石田 節男	石田 節男
	高山 利夫	高山 利夫	高山 利夫
	上野 知	上野 知	上野 知
	小島 福次	小島 福次	小島 福次
	稲田 由紀子	稲田 由紀子	稲田 由紀子
庶務会計	中野 一子	中野 一子	中野 一子
	武石 美穂	武石 美穂	武石 美穂
監 査	左巻 健次	左巻 健次	左巻 健次
	高間 房子	高間 房子	高間 房子
顧 問	平山 一範	平山 一範	平山 一範
	大木 悟	大木 悟	大木 悟

4. 白葉会 会員数

会員数 86 名 (6 月 19 日現在)

白葉会会則

- 1条 本会は「白葉会」と称し、事務所を栃木県立石橋高等学校内（下野市石橋 845 番地）に置く。
- 2条 本会は会員相互の親睦を深め、本校及び本校 PTA の発展に協力することを目的とする。
- 3条 本会は栃木県立石橋高等学校 PTA 役員・理事経験者及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。
- 4条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
 1. 会員の親睦を深めるための事業。
 2. 本校及び本校 PTA の発展に協力する。
 3. その他の事業。
- 5条 本会は下記の役員を置き、任期は 1 年とする。ただし再選を妨げない。
 1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 若干名
 3. 幹 事 若干名
 4. 庶務会計 若干名
 5. 会計監査 若干名
- 6条 本会は役員のおすすめにより顧問及び相談役を置くことができる。
- 7条 本会の役員は総会において選出する。
- 8条 本会に総会。役員会を置き、会長が招集する。総会は年 1 回（原則として毎年 6 月第 3 日曜日）定期的に開催し、必要あれば臨時に開催することができる。役員会は 必要に応じて開催する。
- 9条 本会の経費は寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 10条 本会の会計年度は 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。
- 11条 本会で 3 年間 1 回も本部と連絡をとらなかった者は会員の資格を失う。
- 12条 本会の会則は総会の決議によって改正することができる。
- 13条 本会則は昭和 63 年 9 月 4 日より実施する。

改正履歴

(平成 3 年 7 月 7 日改正)

(平成 8 年 7 月 7 日改正)

(平成 9 年 6 月 28 日改正)

(平成 10 年 6 月 28 日改正)

(平成 11 年 6 月 27 日改正)

(平成 12 年 6 月 18 日改正)

(平成 22 年 6 月 20 日改正)

(平成 24 年 6 月 24 日改正)

(平成 26 年 6 月 29 日改正)